

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第 12 項の規定により公表する。

令和 2 年 2 月 4 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 波 多 野 一 夫

記

第 1 定期監査結果に基づく措置

別紙のとおり

○定期監査

【令和元年12月27日付け上監委第174号】分

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
○ 前回監査の指摘事項等に対する措置状況 1 体育施設用地の借上料支払事務について、前回監査時指摘事項では相続手続きが完了していないなど、土地の所有者と契約できない場合の手続きについて、相続の状況などを確認し、土地賃貸借に係る所管課である用地管財課と協議の上、適正な契約事務を行うよう注意を受けていたが、その後改善に向けての検討・協議などがなされていなかった。土地の所有状況に係る事実確認を行い、所管課と協議の上、適切な借上料支払事務となるよう早急に対応されたい。	○改善・対応措置 ・用地管財課には12月25日に当該事案を説明・協議して、指摘事項の改善と適切な事務処理のために相続の相関関係図を作成した上で、今後の対応の協議をさらに進める。 ・全体では、12月24日に定期監査結果に対する指摘事項をグループ内で協議。それぞれの指摘項目ごとに改善と是正方法を明記した文書を起案して、分室長までの決裁を受け、浦川原区分室として適切な業務とするための対処方法の確認を行った。 【実施日：令和元年12月24日】
	○再発防止措置 ・土地借地料の支払事務に際し、土地所有者と契約名義人との関係に不一致の有無や相続状況等を随時確認する。 【実施日：令和元年12月24日】
○ 前回監査の指摘事項等に対する措置状況 2 平成29年4月に実施した前回監査時指摘事項10項目のうち、6項目について対応がなされていなかった。改善されていない理由を確認したところ、担当者が失念したものであり、組織的にも対応内容を確認しておらず、職員の異動時には指摘事項についての事務引継ぎもされていなかったとのことであった。監査における指摘事項に対しては、適正な事務処理が行われるよう速やかに改善に取り組むとともに、対応状況の進捗管理を適切に行うよう改められたい。また、事務引継ぎの際には、監査指摘事項を文書にて確実に引継ぐよう徹底されたい。	○改善・対応措置 ・前回監査時指摘事項の中で、対応がなされていなかった6項目のうち5項目については、令和元年度中に改善を行った。残りの1項目についてはすでに委託業務が完了しているため、仕様書と工期の設定について見直しを行い、次年度の委託業務発注前には是正する。 ・全体では、12月24日に定期監査結果に対する指摘事項をグループ内で協議。それぞれの指摘項目ごとに改善と是正方法を明記した文書を起案して、分室長までの決裁を受け、浦川原区分室として適切な業務とするための対処方法の確認を行った。 【実施日：令和元年12月24日】
	・平成31(R1)年度においては、未着手の借地料支払事務と、体育施設維持管理業務委託料の雇用保険料算定等の是正以外は、監査指摘事項の趣旨に沿った適切な事務処理を行っていることを確認した。 【実施日：令和元年12月24日】
	○再発防止措置 ・すべての業務において、法令や条例に基づき行われることを念頭に置いて、疑義が生じた場合は根拠法令等を確認し、前例踏襲で業務を行うのではなく、全ての業務内容に問題がないか常に確認を行い、業務にあたる。 ・事務引継ぎ時に定期監査結果と対処を付し、同じ誤りを生じさせないように取り組むことを確認した。 【実施日：令和元年12月24日】